

第四十回 参議院大蔵委員会會議録第十三号

昭和三十七年三月八日(木曜日)

午前十時二十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 棚橋 小虎君

理事 上林 忠次君  
荒木正三郎君  
永末 英一君  
市川 房枝君

委員

青木 一男君  
大谷 實雄君  
木暮武太夫君  
高橋 衛君  
西川甚五郎君  
林屋亀次郎君  
堀 末治君  
前田 久吉君  
山本 米治君  
木村禰八郎君  
野溝 勝君  
原島 宏治君  
大竹平八郎君  
須藤 五郎君

政府委員

大蔵政務次官 堀本 宣実君  
大蔵大臣官房長 佐藤 一郎君  
日本専売公 社監理官 谷川 宏君  
大蔵省主税局長 村山 達雄君  
大蔵省銀行局長 大月 高君  
事務局側  
常任委員 坂入長太郎君  
会専門員

説明員

日本専売公 社塩腦部長 高橋 時男君

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○しよろ腦専売法を廃止する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○保險業法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税関支署及び財務部出張所の設置に關し承認を求めの件

(内閣提出、衆議院送付)

○国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(棚橋小虎君) たいいまから委員會を開会いたします。まず、お諮りいたします。

物品税法案、酒税法の一部を改正する法律案、入場税法の一部を改正する法律案、以上三案の審査のため、三月十三日の本委員會において参考人から意見を聞くことといたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないと認めます。

なお、参考人の人選及び手続等につきましては、委員長及び理事は御一任を願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないものと認めます。よつて、さよう決定いた

たしました。

○委員長(棚橋小虎君) 次に、しよろ腦専売法を廃止する法律案を議題といたします。

質疑のある方は御発言を願ひます。

○須藤五郎君 もう他の委員諸君は質疑を終わつたようでありますが、私はこの前の委員會に欠席いたしておりましたので、きよう少し質問させていただきます。

私は、しよろ腦事業に対してはずぶのしろうとで何もわからないわけですが、今までの委員諸君の質疑の中で、しよろ腦を生産する場合、生産工程、特に労働工程についてはあまり質疑もなかつたように聞いております。また、提案理由の説明にも、この点については詳しく説明されていなかったの

で、わからない点が多いと思ひますので、そこで若干そういふ点について質問したいと思ひます。

しよろ腦またはしよろ腦原油の生産は、前近代的と思ひ、こういふふう

に言われておりますが、この場合の前近代的とは、どういふ実態をさしているのか、その点を伺ひたい。

○政府委員(谷川宏君) しよろ腦は、御承知のように、クスノキをこまかく切りまして、これを蒸留して冷却するという工程で、粗製しよろ腦あるいはしよろ腦原油が作られるわけですが、現在五百四の工場によつて作られておりますが、年間の生産高が一ト

ンから三トンまでの工場が四十、それから三トンから五トンまでの工場が百三十五、五トンから七トンまでの工場が百六十、以上で約七割を占めるわけ

でございます。十一トン以上の工場は四十六、一割にも満たないわけでございます。また、その工場で作業をしておる人員から見ますと、一工場一人、経営者一人をやつておりますのが一工場ございます。それから、二人から三人の工場が五十四、それから四人から五人の工場が二百三十一、それから六人から十人までの工場が二百六十一人以上の工場はわずかに十二でございます。

かように生産量が少なく、したがつて従業員も少ないわけでございますが、物的設備といつたしましては、木を切る道具と、それから蒸留するかま

といふものを備えておる程度でございます。現在、現在の全工場平均の設備現在

高は約五十万程度と見られております。かように小規模な貧弱な設備で

しよろ腦はできるわけでございます。一方、百トン以上の規模を持った

工場が一つございますが、この工場におきましては、設備も、化学工業の

とまでは参りませんが、化学工業の業らしい形態を整えておりますし、

またしよろ腦をとつたあと、クスノキの木の処理につきましても、それを化学

的に利用するといふようなことも考えられておるわけでございます。

一般には、クスノキから二割ないし三割のしよろ腦分をとるわけござい

ますが、残りの九七、八割の木材は、多くはそのまま燃料として自分の工場

で使われておる。ところが、これがパ

ルプ用材としても相当利用価値がある

わけでございます。そこで、しよろ腦

の製法としては、パルプ製腦、これは

脱脂チップをパルプの原料に使用でき

るような操作をするわけでございます。

あるいはまた、高周波製腦といふ

方法もございまして、これはクスノキの

板の材料のまま高周波電氣を通しまし

て、腦と油は冷却いたしました。これを

固める。そうして板材は角材として使

用する。こういふ近代的方法がある

わけでございますが、将来はこういふ

ようなことも実情に即して研究を進

め、また実用化することが考えられる

わけでございます。もちろん、専売公

社におきましては、こういふパルプ製

腦あるいは高周波製腦の研究を従来か

ら十分やつておりましたけれども、何

分これを現在の製腦業者をしてこうい

う新しい製法を使わせるという場合に

おきましては、相當の資金も要ります

し、また経営自体のやり方も変えな

ければいけない。現状におきまして

は、なかなかそういふことができない

わけでございますので、依然として大

部分の製腦工場が貧弱な設備で零細企

業として仕事を續けておるといふのが

現状でございます。

○須藤五郎君 労務者は大体季節的労

務者が多いのですか、どうですか。

○政府委員(谷川宏君) 季節的労務者

が多いわけでございます。しよろ腦

が

多いわけでございます。しよろ腦

製造業の実態を一般的に見ますと、百六十四日が実際の蒸留作業、それからあとの四十日ができました脳油を揚げる、あるいは原木を伐採して行く。で、一年間のうち二百日仕事に従事するというのが多いようでございます。中には、年間の雇用契約の者も若干はあろうかと思いますが、大部分は季節作業と考えてよろしいと思えます。

○須藤五郎君 これは二百日といいますが、小さいことを聞くようですが、何月から何月くらいになるのですか。

○政府委員(谷川宏君) しょう脳は、その作業自体の関係からいって、年間いつでもできるわけでございますが、しょう脳業者の約半分が兼業をしておりまして、兼業としては農業者が非常に多いわけでございますが、農作業の繁忙期におきましては、自然、しょう脳のはうの仕事が非常に少なくなる、こういう関係でございます。で、一般的に申しますと、秋の終わりのころから冬にかけてまして、生産量も上がってくるという工場が多いのが現状でございます。

○須藤五郎君 従業員の月収、労働時間、一体どのくらいなのか。労働基準法というものが守られておるのかどうか。

○政府委員(谷川宏君) 労働基準法は守られているわけでございますが、賃金については見ますと、日雇いの形態の者が多いようございますが、中には月給の者もございまして、月給の者につきましても、一日の賃金を直してみますと約四百円、これは三十五年四月から八月までの専売公社が全工場について調査しましたときの調査賃金でございますが、四百五円、

その後の農林業の賃金の上昇率を考慮いたしますと、最近の賃金は約四百五十円程度になるわけでございます。どれでございますか。

○政府委員(谷川宏君) 多くの工場におきましては、夜間作業はその経営主がやっているような実情でございます。と申しますのは、多くの工場では、蒸留期間中ときどき見回りをするという作業も経営者がやっておる。従業員につきましては、それ以外の作業をやっております。

就業時間は何時間であるという点につきましては、大体は八時間程度と思えますけれども、全工場についてそれぞれ何時間かということは、今のところ正確な資料を持ち合わせてございません。

○須藤五郎君 先ほどから伺っている、一つの工場で労働者の数がごく少数ですね。ごく少数で、おそらく労働組合もないと思うのです。こういうのは全く前近代的なものですね。そこで、労働基準法が守られているとあなたおっしゃったが、守られている実態がつかめるのかどうか。守られているといつてあなた断言するが、僕は守られていないと思うのです。守られているというなら、その実態を示さなければならぬのです。示すことでございますか。労働基準法が守られているという明らかな証拠が、ちゃんとあるのですか。

○政府委員(谷川宏君) 私ども現実にそういう点の調査をしたわけござい

ませんけれども、しょう脳業と農業者の間の出先の仕事と競争する場合が非常に多ございまして、しょう脳業から他の産業にも相当年々人員が流出しているような状況でございます。で、自然にほかの仕事との権衡におきまして、労働基準法をできるだけ守るという建前をとりまさんと、しょう脳の仕事もうまくいかないと、こういうふうな考えられますので、一般的に申し上げて、まあ守られているというふうな考えられているわけでございます。

○須藤五郎君 まあ、あなた、政府当局として、守られていると思うのですけれども、実際は守られていないのです。それを守らせるような保証も何もないわけですね。こういう前近代的な企業の中で、わずかの会社に五人や六人おいて、それも季節的労働者で、半農で、農業の片手間に来るといような労働者に、ちゃんとした基準法というものはとうてい及ばないと思う。実際はそうなんです。だから、聞くわけなんです。実際は労働基準法も守られていないような状態だということが僕は現状だというふうに思うのです。そうでないとおなた言うなら、はっきりその証拠を示さなければならぬ。その証拠を示すことはできないと思う。そういう状態なんです、今日のしょう脳業界というものがね。

そこで、開きますがね、専売公社がその粗製しょう脳、粗製しょう脳原油を収納する価格は、この参考文書によると、一キログラム当たり二百八十三円、これがしょう脳ですね。それから、原油のほうは一キログラム当たり百八十八円、こういうふうになってい

ると思うのですが、その平均生産費というものが幾らかという事は示されていなくて、それで、平均生産費と、平均生産費の内訳及びキログラム当たりの荒利益をここで示してもらいたい。

○政府委員(谷川宏君) お答え申し上げます。三十四年度の実績による平均生産費は百六十七円二十五銭でございます。それから、三十五年度の実績による平均生産費は百八十七円でございます。で、この場合の企業利潤でございますが、脳と油を平均いたしました見られまして、三十四年度は約二十円の企業収益が見られます。

○須藤五郎君 その生産費の内訳はどういうふうになっていきますか、小さいことを聞くようですが、ちょっと伺っておきたい。原木代が幾らで労務費がどれだけだと、こういうのは出ていますか。

○政府委員(谷川宏君) 三十四年度の実績の場合を申し上げますと、百六十七円二十五銭のうち、原木代が四十八円六十一銭でございます。それから、労務費は、自家労務、雇用労務合わせまして七十円八十銭になっております。

○須藤五郎君 賃金は非常に低いのに、原価に占める原木代が高いわけですね、労賃と原木代と比べて。これは原木単位当たりの製品歩どまりを上げる技術が低いこと、労務費が高くつくのも技術水準が低いことの表われだろうと思ふんですが、荒利益も薄い。そのような基礎の上に、市況も収納価格も組み立てられておるんだらうと考えます。私たちは、日本に根強く残っており、前近代的な生産機構を打

ち破っていくことを目標の主要なものと考えているわけなんです。そのために、労働者の民主的権利を高めること、最低賃金を大幅に引き上げ、経営者にいわゆる近代化を余儀なくさせることが根本的な問題だと思っております。ところが、専売公社は戦前において、一方では植民地台湾で安い原木と無権利な原住民の低賃金に依存してしょう脳専売を大々的にやってきたわけですね。他方、国内で社会の底辺にある全く無権利な、無組織な労働者の低賃金に依拠してしょう脳専売を長い間やってきたと思えます。戦前のしょう脳専売の利益は、植民地経営と国内低賃金労働者の二つの源泉の上に立っていたと考えなければならぬと思ふのですが、このような戦前と同じような、あるいはほとんど同じような労働、すなわち生産構造がしょう脳の場合には戦後にも持ち越されているところに根本問題があると思ふのです。本来、このような前近代的な生産労働機構が残されておることは、私は戦後としては許されたいことだと思ふのです。大蔵省及び専売公社は、この前近代性を根底からなくすために一体どのような政策をとってきたか、これはほかの専売にも関係することですから、責任のある立場の人から聞いておきたいと思ふのです。

もっと簡単にわかりよく言います。要するに、これまでしょう脳専売ということ、台湾における植民地住民の搾取の上に立ち、国内ではいわゆる季節労働者というよう無組織な、そういう労働階級で底辺におられる労働者を搾取することによって成り立ってきたのだ。そういうことは

ち破っていくことを目標の主要なものと考えているわけなんです。そのために、労働者の民主的権利を高めること、最低賃金を大幅に引き上げ、経営者にいわゆる近代化を余儀なくさせることが根本的な問題だと思っております。ところが、専売公社は戦前において、一方では植民地台湾で安い原木と無権利な原住民の低賃金に依存してしょう脳専売を大々的にやってきたわけですね。他方、国内で社会の底辺にある全く無権利な、無組織な労働者の低賃金に依拠してしょう脳専売を長い間やってきたと思えます。戦前のしょう脳専売の利益は、植民地経営と国内低賃金労働者の二つの源泉の上に立っていたと考えなければならぬと思ふのですが、このような戦前と同じような、あるいはほとんど同じような労働、すなわち生産構造がしょう脳の場合には戦後にも持ち越されているところに根本問題があると思ふのです。本来、このような前近代的な生産労働機構が残されておることは、私は戦後としては許されたいことだと思ふのです。大蔵省及び専売公社は、この前近代性を根底からなくすために一体どのような政策をとってきたか、これはほかの専売にも関係することですから、責任のある立場の人から聞いておきたいと思ふのです。

ち破っていくことを目標の主要なものと考えているわけなんです。そのために、労働者の民主的権利を高めること、最低賃金を大幅に引き上げ、経営者にいわゆる近代化を余儀なくさせることが根本的な問題だと思っております。ところが、専売公社は戦前において、一方では植民地台湾で安い原木と無権利な原住民の低賃金に依存してしょう脳専売を大々的にやってきたわけですね。他方、国内で社会の底辺にある全く無権利な、無組織な労働者の低賃金に依拠してしょう脳専売を長い間やってきたと思えます。戦前のしょう脳専売の利益は、植民地経営と国内低賃金労働者の二つの源泉の上に立っていたと考えなければならぬと思ふのですが、このような戦前と同じような、あるいはほとんど同じような労働、すなわち生産構造がしょう脳の場合には戦後にも持ち越されているところに根本問題があると思ふのです。本来、このような前近代的な生産労働機構が残されておることは、私は戦後としては許されたいことだと思ふのです。大蔵省及び専売公社は、この前近代性を根底からなくすために一体どのような政策をとってきたか、これはほかの専売にも関係することですから、責任のある立場の人から聞いておきたいと思ふのです。

ち破っていくことを目標の主要なものと考えているわけなんです。そのために、労働者の民主的権利を高めること、最低賃金を大幅に引き上げ、経営者にいわゆる近代化を余儀なくさせることが根本的な問題だと思っております。ところが、専売公社は戦前において、一方では植民地台湾で安い原木と無権利な原住民の低賃金に依存してしょう脳専売を大々的にやってきたわけですね。他方、国内で社会の底辺にある全く無権利な、無組織な労働者の低賃金に依拠してしょう脳専売を長い間やってきたと思えます。戦前のしょう脳専売の利益は、植民地経営と国内低賃金労働者の二つの源泉の上に立っていたと考えなければならぬと思ふのですが、このような戦前と同じような、あるいはほとんど同じような労働、すなわち生産構造がしょう脳の場合には戦後にも持ち越されているところに根本問題があると思ふのです。本来、このような前近代的な生産労働機構が残されておることは、私は戦後としては許されたいことだと思ふのです。大蔵省及び専売公社は、この前近代性を根底からなくすために一体どのような政策をとってきたか、これはほかの専売にも関係することですから、責任のある立場の人から聞いておきたいと思ふのです。

ち破っていくことを目標の主要なものと考えているわけなんです。そのために、労働者の民主的権利を高めること、最低賃金を大幅に引き上げ、経営者にいわゆる近代化を余儀なくさせることが根本的な問題だと思っております。ところが、専売公社は戦前において、一方では植民地台湾で安い原木と無権利な原住民の低賃金に依存してしょう脳専売を大々的にやってきたわけですね。他方、国内で社会の底辺にある全く無権利な、無組織な労働者の低賃金に依拠してしょう脳専売を長い間やってきたと思えます。戦前のしょう脳専売の利益は、植民地経営と国内低賃金労働者の二つの源泉の上に立っていたと考えなければならぬと思ふのですが、このような戦前と同じような、あるいはほとんど同じような労働、すなわち生産構造がしょう脳の場合には戦後にも持ち越されているところに根本問題があると思ふのです。本来、このような前近代的な生産労働機構が残されておることは、私は戦後としては許されたいことだと思ふのです。大蔵省及び専売公社は、この前近代性を根底からなくすために一体どのような政策をとってきたか、これはほかの専売にも関係することですから、責任のある立場の人から聞いておきたいと思ふのです。

ち破っていくことを目標の主要なものと考えているわけなんです。そのために、労働者の民主的権利を高めること、最低賃金を大幅に引き上げ、経営者にいわゆる近代化を余儀なくさせることが根本的な問題だと思っております。ところが、専売公社は戦前において、一方では植民地台湾で安い原木と無権利な原住民の低賃金に依存してしょう脳専売を大々的にやってきたわけですね。他方、国内で社会の底辺にある全く無権利な、無組織な労働者の低賃金に依拠してしょう脳専売を長い間やってきたと思えます。戦前のしょう脳専売の利益は、植民地経営と国内低賃金労働者の二つの源泉の上に立っていたと考えなければならぬと思ふのですが、このような戦前と同じような、あるいはほとんど同じような労働、すなわち生産構造がしょう脳の場合には戦後にも持ち越されているところに根本問題があると思ふのです。本来、このような前近代的な生産労働機構が残されておることは、私は戦後としては許されたいことだと思ふのです。大蔵省及び専売公社は、この前近代性を根底からなくすために一体どのような政策をとってきたか、これはほかの専売にも関係することですから、責任のある立場の人から聞いておきたいと思ふのです。

ち破っていくことを目標の主要なものと考えているわけなんです。そのために、労働者の民主的権利を高めること、最低賃金を大幅に引き上げ、経営者にいわゆる近代化を余儀なくさせることが根本的な問題だと思っております。ところが、専売公社は戦前において、一方では植民地台湾で安い原木と無権利な原住民の低賃金に依存してしょう脳専売を大々的にやってきたわけですね。他方、国内で社会の底辺にある全く無権利な、無組織な労働者の低賃金に依拠してしょう脳専売を長い間やってきたと思えます。戦前のしょう脳専売の利益は、植民地経営と国内低賃金労働者の二つの源泉の上に立っていたと考えなければならぬと思ふのですが、このような戦前と同じような、あるいはほとんど同じような労働、すなわち生産構造がしょう脳の場合には戦後にも持ち越されているところに根本問題があると思ふのです。本来、このような前近代的な生産労働機構が残されておることは、私は戦後としては許されたいことだと思ふのです。大蔵省及び専売公社は、この前近代性を根底からなくすために一体どのような政策をとってきたか、これはほかの専売にも関係することですから、責任のある立場の人から聞いておきたいと思ふのです。

戦後改めなければならぬことだったのであるが、それが改まっていなかった。そこには問題はありますが、戦後いかなる近代化の方向をとり、労働者の権利を擁護する立場をとってきたか、こういうことです。

○説明員(高橋時男君) 御質問の点でございますが、しょう脳は、御承知のように、天然のクスノキを機械でチップという小さなこのくらの木片にしまして、それを蒸留、冷却して作るものでございまして、企業が本質的に、クスの大木が山林の中に自然にはえておる——造林でたくさんあるというものはございまして、御質問の点で、大部分の原木は自然に山林のかけ地のようなところとか、そういうところに大木があるのを、製腦業者が山の持ち主と交渉してそれを買い受けて、その現場近くにおきましてそれを伐採し、根っこは相当深いわけですが、これを掘り、これをよりよい工場へ持ってきて、うしてそれをチップにして蒸留、冷却して、しょう脳及び原油をとる。そうして一つの工場の行動半径内にありますクスノキが大体たき終わると、半年なり、一年なり、二年なり、場合によって違いますが、たき終わるといって、また次の地域へその工場の設備、これは簡単なものでございまして、それを移動して、そこへ据え付ける。そうしてまた近隣の山の持ち主と交渉しましてクスノキを買い入れて、それを原料にしてしょう脳を作ります。こういうことでございまして、大規模に製腦をする、さつき監理官からお話のありましたあいうものは、立地条件の非常にいいところ、交通事

情のいいところでございますと可能なのでございますが、大部分のものにつきましては、一つの地域、一つの沢に既存する天然のクスの大木を全部たき終わると次に移動するというようなこととで、なかなか、事業の本質的な性格から見まして、近代的な工場生産にはなじまない性質の作業であるかと思っております。

しかしながら、公社としましては、先ほど監理官から申し上げましたように、このしょう脳をとってしまつたあとのチップ、これをパルプの原料に使う。パルプ製腦と申しておりますが、そういう方法を進める。それから、もう一つは、さつき監理官からお話がございましたように、チップにしないで、板材の形にクスノキを切りまして、それを板の両方へプラス、マイナスの電極を通じまして、高周波によって腦分を蒸留させ、これを冷却する。板はこなごなになっておりませんので、家具材に使う。これを高周波製腦とわれわれは呼んでおりますが、こういうような方法を進めて参つたのであります。が、なかなか、先ほど申しましたように、事業の本質が原木等の関係で近代的な大工場生産の様式になじまないというふうなことで、公社としまして、そういう二つの柱を主として近代化を進めて奨励して参つたのであります。十分に参らない点は非常にわれわれとしてはまことに残念だと思つた次第であります。

他方、値段の点でございますが、これはドイツの合成しょう脳、これは松の松やにのテレピン油と申しますか、このテレピン油にある化学操作を加えて、合成しょう脳——合成と申して

まして、合成しょう脳——合成と申して

まして完全な合成ではございせんが、天然の樹脂にある加工をしてしょう脳と同じ性質のものを作り出すというところで、全然性質の違つたものからしょう脳を作るといふことではございせんが、普通合成しょう脳といわれっております。こういうものが国際的に相当進出してくると、私どもの天然しょう脳はそういうものと価格の上で国際的に競争しなければならぬというふうなことで、そこに事業としての非常に苦しい点がございますので、どうしてもしょう脳価格というものは、国際的にドイツの合成しょう脳と競争のできるような市場価格から逆算した方がいいという脳価格でなければならぬというのであります。

○政府委員(谷川宏君) 今の御質問で、搾取の上に立っていただけにやないかと、こういう点をお聞きになられたわけでございますけれども、私どもはそう考へないわけでありまして、もつとも、台湾におきましてしょう脳専売が施行されておりました。で、台湾のしょう脳専売を、完全にその制度の趣旨を生かして実行するためには、日本内地におきましてやはり専売制をとるといふことが一番適當であろうというところで、明治三十六年に内地に専売制度がしかれたわけでございますが、明治以来からずっと日本、台湾の生産量が世界全体に相当大きなウエートを占めておつたわけでございますが、これを戦前の昭和九一十一年の平均について天然しょう脳の生産高を見てみまするといふと、合計七千三百トン、このうち日本が二千九百トン、台湾が三千二百トン、あと残り中国が千二百

トンというところになっておつたわけでありまして、一方、合成しょう脳は四千五百トン。天然しょう脳、合成しょう脳合わせまして一万一千九百トン、このうち台湾、日本で六千九百トン、半分以上を日本、台湾を含めまして日本で占めておつたわけでございますが、当初、台湾で専売制度をとりまして、内地において自由競争、自由生産販売をしておりますという性質のものでございまして、内地において安い価格で輸出をしたり不当な競争をするということになりますと、台湾のしょう脳もそれに左右されるということ、専売制度がうまくいかなくなる。その結果、しょう脳生産者の生活も苦しくなる。しょう脳生産者の経営が不安でございまして、生活が苦しくなる。そこで、内地においても専売制度をとりまして、政府が価格をきめて、そしてしょう脳の生産が安定した基盤のもとにおいて続けられ、そして安定した価格で販売できるという制度をとつたわけでございます。専売制度は結局はしょう脳生産者の生産の安定、それから経営基盤の安定、生産者に対しては利益をもたらしめておつたわけでございます。

ところで、それはどうして今回専売を廃止するかと。これは時代の推移がございまして、戦後におきまして台湾のしょう脳生産も非常に少なくなりまして。最近では三百トンとか四百トンくらいしかできませんし、また日本内地におきましても、三千トン程度でございまして、三十三三十五年平均で

見ますると、戦前九一十一年四千六百トンしか生産販売されておらなかった合成しょう脳が、倍近く、八千トンの生産販売が見られるようになりました。天然しょう脳、合成しょう脳全体として、最近におきましても世界的には一万一千トン程度でございまして、そのうち約三千トン程度が天然しょう脳ということでございます。然ししょう脳というところからいまして、合成しょう脳からの影響というのが相当大きいようございまして、しょう脳生産者の経営の安定ということも期することが現状においてはむずかしい。専売制度をしいた当時においては、生産者の立場も考え、また国家の利益も考へて専売制度をしいたわけでございますけれども、現在の段階におきましては、何といたしても貿易・為替の自由化という問題との関連がございまして、しょう脳生産の体質を改善して、そして資本主義社会における生産者として十分立ていけるように設備を近代化すると。そのためには自由競争という立場においてのみ初めて近代化が促進されると。そのほかいろいろの理由がございまして、そのほかいろいろの観点から専売制度を廃止をして、そして自由競争に持つていく、そのために必要な資金を、今回専売廃止に伴いまして、相当巨額の資金を生産者に出しまして、それによって設備の近代化をはかつていく。したがって、従来から、専売局時代あるいは専売公社になってからも、決して生産者を搾取するとかいふ、搾取のもとにおいて専売制が成り立つておつたということではないと考へます。

○須藤五郎君 生産者を搾取しないと

いうが、その生産者というものは、いわゆる小さい企業の主、企業主を生産者というならば、そういう意見も成り立つかもしれないけれども、僕の言っているのは、要するに植民地における労働者及び国内における労働者を搾取しているということなんです。だって、ちゃんとここに出ているじゃないか。二百日働いて、その月収は日雇い形態で四百円から、三十五年になって四百五十円になっていく。四百円、四百五十円という労働賃金というものは、何も高い賃金じゃないのです。ひどい労働ですよ、これは。原金をなににして、そういう重労働に携わりながら四百円、四百五十円ぐらいの、これは日給ですよ、休んだ日はもらえないという。そういう労働条件で、これが搾取でないなんていうことは言えません。そんな頭でおたら大間違いだ。これは搾取だ。搾取の上にこの企業が成り立つということが僕は正しいと思う。あなたは搾取じゃないという。そんなことは絶対言えませんよ。この賃金見たら、搾取ということはおわかりじゃないか。今日、資本主義のもとにおいて、労働者はいかなる労働者といえども搾取を受けているのですよ。搾取を受けていない労働者はないはずですよ。だから、僕はこの搾取はひどいということを言っている。このひどい搾取のもとにこういう企業が成り立ってきているというのだ。僕は、こういう前近代的な企業態勢をなぜ大蔵省はもっと近代化しようとしなかったか、これまで。その点を今尋ねたわけだ。ところが、塩部長さんの御意見だと、近代化をするにも近代化する方法がないんだというような答えなんです。

よ。それじゃ今度専売法をやめてしまつて、それで野放しにするわけなんだが、あなた、多額の援助資金を与えるなんと言っているけれども、それじゃ今後近代化し得るのか。これまで専売公社ですらも近代化し得なかったこの企業を、今度民間に野放しして近代化することができるのか。今後ともこういう前近代的な企業態勢を続けていかなきゃならぬか。そういう点を私はいくら一度あなたに伺いたいです。

かやれないんじゃないか、こういうところがこちらではわかつておりましたも、五人なり八人なり来れば、やはりこれは割り当てざるを得ない。こういうようなことで、どうしても、専売のワケを割り当てるといふ制度を続ける限り、企業がある程度近代的に大規模と申しませうか、あるいは中規模といえますか、そういう方向へいくことがむずかしいわけではございません。

の点について一言だけ。農林省の農村物価賃金の調査というのがございまして、十二月までの分がわかつておりますが、十二月の男女平均は四百三十四円、十一月は四百六十四円で若干……。その前も四百三十円、五十円というところでございまして、必ずしも御指摘のように特段に低いということはないと思ひます。

農業基本法で小さい地主をやめて大地主をたくさん作つて、そこで近代化しなければならぬ。しょうも、今のような零細な製造業者がおつたのでは近代化することはできないから、専売法をやめてしまつて、大きなところに集約して、そしてそこで近代化するのだ、こういうふうな御意見に受け取れるのですよ。そういうじゃないですか。

か。そんな頭でおたら大間違いだ。これは搾取だ。搾取の上にこの企業が成り立つということが僕は正しいと思う。あなたは搾取じゃないという。そんなことは絶対言えませんよ。この賃金見たら、搾取ということはおわかりじゃないか。今日、資本主義のもとにおいて、労働者はいかなる労働者といえども搾取を受けているのですよ。搾取を受けていない労働者はないはずですよ。だから、僕はこの搾取はひどいということを言っている。このひどい搾取のもとにこういう企業が成り立ってきているというのだ。僕は、こういう前近代的な企業態勢をなぜ大蔵省はもっと近代化しようとしなかったか、これまで。その点を今尋ねたわけだ。ところが、塩部長さんの御意見だと、近代化をするにも近代化する方法がないんだというような答えなんです。

よ。それじゃ今度専売法をやめてしまつて、それで野放しにするわけなんだが、あなた、多額の援助資金を与えるなんと言っているけれども、それじゃ今後近代化し得るのか。これまで専売公社ですらも近代化し得なかったこの企業を、今度民間に野放しして近代化することができるのか。今後ともこういう前近代的な企業態勢を続けていかなきゃならぬか。そういう点を私はいくら一度あなたに伺いたいです。

かやれないんじゃないか、こういうところがこちらではわかつておりましたも、五人なり八人なり来れば、やはりこれは割り当てざるを得ない。こういうようなことで、どうしても、専売のワケを割り当てるといふ制度を続ける限り、企業がある程度近代的に大規模と申しませうか、あるいは中規模といえますか、そういう方向へいくことがむずかしいわけではございません。

の点について一言だけ。農林省の農村物価賃金の調査というのがございまして、十二月までの分がわかつておりますが、十二月の男女平均は四百三十四円、十一月は四百六十四円で若干……。その前も四百三十円、五十円というところでございまして、必ずしも御指摘のように特段に低いということはないと思ひます。

農業基本法で小さい地主をやめて大地主をたくさん作つて、そこで近代化しなければならぬ。しょうも、今のような零細な製造業者がおつたのでは近代化することはできないから、専売法をやめてしまつて、大きなところに集約して、そしてそこで近代化するのだ、こういうふうな御意見に受け取れるのですよ。そういうじゃないですか。

か。そんな頭でおたら大間違いだ。これは搾取だ。搾取の上にこの企業が成り立つということが僕は正しいと思う。あなたは搾取じゃないという。そんなことは絶対言えませんよ。この賃金見たら、搾取ということはおわかりじゃないか。今日、資本主義のもとにおいて、労働者はいかなる労働者といえども搾取を受けているのですよ。搾取を受けていない労働者はないはずですよ。だから、僕はこの搾取はひどいということを言っている。このひどい搾取のもとにこういう企業が成り立ってきているというのだ。僕は、こういう前近代的な企業態勢をなぜ大蔵省はもっと近代化しようとしなかったか、これまで。その点を今尋ねたわけだ。ところが、塩部長さんの御意見だと、近代化をするにも近代化する方法がないんだというような答えなんです。

よ。それじゃ今度専売法をやめてしまつて、それで野放しにするわけなんだが、あなた、多額の援助資金を与えるなんと言っているけれども、それじゃ今後近代化し得るのか。これまで専売公社ですらも近代化し得なかったこの企業を、今度民間に野放しして近代化することができるのか。今後ともこういう前近代的な企業態勢を続けていかなきゃならぬか。そういう点を私はいくら一度あなたに伺いたいです。

かやれないんじゃないか、こういうところがこちらではわかつておりましたも、五人なり八人なり来れば、やはりこれは割り当てざるを得ない。こういうようなことで、どうしても、専売のワケを割り当てるといふ制度を続ける限り、企業がある程度近代的に大規模と申しませうか、あるいは中規模といえますか、そういう方向へいくことがむずかしいわけではございません。

の点について一言だけ。農林省の農村物価賃金の調査というのがございまして、十二月までの分がわかつておりますが、十二月の男女平均は四百三十四円、十一月は四百六十四円で若干……。その前も四百三十円、五十円というところでございまして、必ずしも御指摘のように特段に低いということはないと思ひます。

農業基本法で小さい地主をやめて大地主をたくさん作つて、そこで近代化しなければならぬ。しょうも、今のような零細な製造業者がおつたのでは近代化することはできないから、専売法をやめてしまつて、大きなところに集約して、そしてそこで近代化するのだ、こういうふうな御意見に受け取れるのですよ。そういうじゃないですか。

他方、やはり原木の賦存量——どれだけ今後タスノギがたけるかというこ

説明員(高橋時男君) 先ほど製腦事業が、原木の関係、技術の関係、設備の関係で、大規模のものも若干はあるけれども、大部分は近代的な大工場に属しておるように申し上げました。これは端的にいい、従来はそうであつたわけではございません。どうしてそうかと申しませうか、一つは専売制度も原因があるかと思うのでありますが、現在にしよう、脳専売法では、法律上の建前でだれでもしよう脳を製造するの割当を申請することができません。それで、これに対して専売公社は、需給の関係等を見て、全体で年間三千万トンであるというふうなことであれば、従来やつておつた方の製造能力、見込み、本人の希望等もよく聞きまして、それぞれ相当な期間割当を割り当てて、こういうことになつておつたわけではございませんが、零細な製腦業者は、わしもやるんだ、わしもやるんだと、こういうふうに来た場合に、法律の建前上、君はあまり小さいからやめなさい、この地域に、たとえば原木がどれだけの賦存量がある、五人も八人もやつたんじゃないやと零細でもって原価も高くつくから、ここはせいぜい一人か二人し

かやれないんじゃないか、こういうところがこちらではわかつておりましたも、五人なり八人なり来れば、やはりこれは割り当てざるを得ない。こういうようなことで、どうしても、専売のワケを割り当てるといふ制度を続ける限り、企業がある程度近代的に大規模と申しませうか、あるいは中規模といえますか、そういう方向へいくことがむずかしいわけではございません。

の点について一言だけ。農林省の農村物価賃金の調査というのがございまして、十二月までの分がわかつておりますが、十二月の男女平均は四百三十四円、十一月は四百六十四円で若干……。その前も四百三十円、五十円というところでございまして、必ずしも御指摘のように特段に低いということはないと思ひます。

農業基本法で小さい地主をやめて大地主をたくさん作つて、そこで近代化しなければならぬ。しょうも、今のような零細な製造業者がおつたのでは近代化することはできないから、専売法をやめてしまつて、大きなところに集約して、そしてそこで近代化するのだ、こういうふうな御意見に受け取れるのですよ。そういうじゃないですか。

他方、やはり原木の賦存量——どれだけ今後タスノギがたけるかというこ

説明員(高橋時男君) 先ほど製腦事業が、原木の関係、技術の関係、設備の関係で、大規模のものも若干はあるけれども、大部分は近代的な大工場に属しておるように申し上げました。これは端的にいい、従来はそうであつたわけではございません。どうしてそうかと申しませうか、一つは専売制度も原因があるかと思うのでありますが、現在にしよう、脳専売法では、法律上の建前でだれでもしよう脳を製造するの割当を申請することができません。それで、これに対して専売公社は、需給の関係等を見て、全体で年間三千万トンであるというふうなことであれば、従来やつておつた方の製造能力、見込み、本人の希望等もよく聞きまして、それぞれ相当な期間割当を割り当てて、こういうことになつておつたわけではございませんが、零細な製腦業者は、わしもやるんだ、わしもやるんだと、こういうふうに来た場合に、法律の建前上、君はあまり小さいからやめなさい、この地域に、たとえば原木がどれだけの賦存量がある、五人も八人もやつたんじゃないやと零細でもって原価も高くつくから、ここはせいぜい一人か二人し

かやれないんじゃないか、こういうところがこちらではわかつておりましたも、五人なり八人なり来れば、やはりこれは割り当てざるを得ない。こういうようなことで、どうしても、専売のワケを割り当てるといふ制度を続ける限り、企業がある程度近代的に大規模と申しませうか、あるいは中規模といえますか、そういう方向へいくことがむずかしいわけではございません。

の点について一言だけ。農林省の農村物価賃金の調査というのがございまして、十二月までの分がわかつておりますが、十二月の男女平均は四百三十四円、十一月は四百六十四円で若干……。その前も四百三十円、五十円というところでございまして、必ずしも御指摘のように特段に低いということはないと思ひます。

農業基本法で小さい地主をやめて大地主をたくさん作つて、そこで近代化しなければならぬ。しょうも、今のような零細な製造業者がおつたのでは近代化することはできないから、専売法をやめてしまつて、大きなところに集約して、そしてそこで近代化するのだ、こういうふうな御意見に受け取れるのですよ。そういうじゃないですか。

他方、やはり原木の賦存量——どれだけ今後タスノギがたけるかというこ

説明員(高橋時男君) 先ほど製腦事業が、原木の関係、技術の関係、設備の関係で、大規模のものも若干はあるけれども、大部分は近代的な大工場に属しておるように申し上げました。これは端的にいい、従来はそうであつたわけではございません。どうしてそうかと申しませうか、一つは専売制度も原因があるかと思うのでありますが、現在にしよう、脳専売法では、法律上の建前でだれでもしよう脳を製造するの割当を申請することができません。それで、これに対して専売公社は、需給の関係等を見て、全体で年間三千万トンであるというふうなことであれば、従来やつておつた方の製造能力、見込み、本人の希望等もよく聞きまして、それぞれ相当な期間割当を割り当てて、こういうことになつておつたわけではございませんが、零細な製腦業者は、わしもやるんだ、わしもやるんだと、こういうふうに来た場合に、法律の建前上、君はあまり小さいからやめなさい、この地域に、たとえば原木がどれだけの賦存量がある、五人も八人もやつたんじゃないやと零細でもって原価も高くつくから、ここはせいぜい一人か二人し

かやれないんじゃないか、こういうところがこちらではわかつておりましたも、五人なり八人なり来れば、やはりこれは割り当てざるを得ない。こういうようなことで、どうしても、専売のワケを割り当てるといふ制度を続ける限り、企業がある程度近代的に大規模と申しませうか、あるいは中規模といえますか、そういう方向へいくことがむずかしいわけではございません。

の点について一言だけ。農林省の農村物価賃金の調査というのがございまして、十二月までの分がわかつておりますが、十二月の男女平均は四百三十四円、十一月は四百六十四円で若干……。その前も四百三十円、五十円というところでございまして、必ずしも御指摘のように特段に低いということはないと思ひます。

農業基本法で小さい地主をやめて大地主をたくさん作つて、そこで近代化しなければならぬ。しょうも、今のような零細な製造業者がおつたのでは近代化することはできないから、専売法をやめてしまつて、大きなところに集約して、そしてそこで近代化するのだ、こういうふうな御意見に受け取れるのですよ。そういうじゃないですか。

他方、やはり原木の賦存量——どれだけ今後タスノギがたけるかというこ

説明員(高橋時男君) 先ほど製腦事業が、原木の関係、技術の関係、設備の関係で、大規模のものも若干はあるけれども、大部分は近代的な大工場に属しておるように申し上げました。これは端的にいい、従来はそうであつたわけではございません。どうしてそうかと申しませうか、一つは専売制度も原因があるかと思うのでありますが、現在にしよう、脳専売法では、法律上の建前でだれでもしよう脳を製造するの割当を申請することができません。それで、これに対して専売公社は、需給の関係等を見て、全体で年間三千万トンであるというふうなことであれば、従来やつておつた方の製造能力、見込み、本人の希望等もよく聞きまして、それぞれ相当な期間割当を割り当てて、こういうことになつておつたわけではございませんが、零細な製腦業者は、わしもやるんだ、わしもやるんだと、こういうふうに来た場合に、法律の建前上、君はあまり小さいからやめなさい、この地域に、たとえば原木がどれだけの賦存量がある、五人も八人もやつたんじゃないやと零細でもって原価も高くつくから、ここはせいぜい一人か二人し

かやれないんじゃないか、こういうところがこちらではわかつておりましたも、五人なり八人なり来れば、やはりこれは割り当てざるを得ない。こういうようなことで、どうしても、専売のワケを割り当てるといふ制度を続ける限り、企業がある程度近代的に大規模と申しませうか、あるいは中規模といえますか、そういう方向へいくことがむずかしいわけではございません。

の点について一言だけ。農林省の農村物価賃金の調査というのがございまして、十二月までの分がわかつておりますが、十二月の男女平均は四百三十四円、十一月は四百六十四円で若干……。その前も四百三十円、五十円というところでございまして、必ずしも御指摘のように特段に低いということはないと思ひます。

農業基本法で小さい地主をやめて大地主をたくさん作つて、そこで近代化しなければならぬ。しょうも、今のような零細な製造業者がおつたのでは近代化することはできないから、専売法をやめてしまつて、大きなところに集約して、そしてそこで近代化するのだ、こういうふうな御意見に受け取れるのですよ。そういうじゃないですか。

他方、やはり原木の賦存量——どれだけ今後タスノギがたけるかというこ

ともございまして、小規模のものがたくさんいつまでいたからいい、とばかりは言えない面もあるわけございませう。クスノキが今後何年しよう脳をたののたにたえるかという事も、これはいろいろな資源の賦存量の算定と似ておりまして、なかなか人によって正確な計算がむずかしいわけございませうけれども、幾らいたでもクスノキはあるのだというわけじゃありませんし、現在程度の製腦のペースで参りますれば、今後十数年でクスノキはなくなるのじゃないかと、こういうような見方が一般の通説になっておりますので、やはり能率的に近代的な工場経営という事でこの資源を利用していくという事のほうが、むしろいいのではないかと、こういうふうにご考慮しておる次第でございます。

○須藤五郎君 そうすると、あなたの御意見では、こういうものの性質上、もう今後十数年もたてばクスノキがなくなってしまうというふうな、そういう斜陽産業である関係上、近代化するということにはむずかしい、不適當だ。そうすると、この専売法をやめても、大体小さい製造業者が大きい製造業者に吸収されてしまうぐらいいがおちで、まあ、今日のような前近代的な生産機構というものは今後もずっと続いていくだろうと、こういうふうにご理解していいんですか、あなたのお言葉は。

○説明員(高橋時男君) この専売制度がはずれますれば、どういうことになるかといえますと、二割から三割ぐらいいのごく小さい、さつき監理官から申し上げましたように、一トン前後くらいしかたいていない人が相当のパーセント

ンテージを占めておるわけございませうから、そういう方は規模も小さいし、またほかに農業とか主たる仕事がございまして、農閑期のほんのちよつとの間、近所にクスノキがあるから、これを山の持ち主と交渉して買ってきて、物置の隅っこのほうに置いてあった製腦設備を引っぱり出してきて、それでちよつとたいておると、こういうのも製腦業者五百余人の中の一人に計算されておるわけございませうから、こういう小さい方は、この際お金をもらうことであらばやめたいと、こういう希望の方が相当あるわけございまして、これは業界の観測では、二、三割程度そういう方がおるのじゃないかと。そうしますと、現在しよう脳自身の国内の需要としては三千トンくらいが大体安定した需要であろうと。外国の合成しよう脳が入ってきて、天然のしよう脳を何個の工場設備で作るの三、四千トンになると思うのでありまして、大規模な工場が数個できて、この三千トンを全部まかなうということにはなかなかならないと思つてございまして、二、三割減つた程度で割つたように、三、四千トンを残つた工場数で割つたような、そういうごく小規模からやや中規模に移つた程度のごとくで操業されるのじゃないか、こういうふうにご観測しておる次第でございます。

○須藤五郎君 まあ、あまりこの問題でくどく質問する気もありませんが、そうすると、この専売法がなくなれば、結局しよう脳製造業者は相当整理をされる、小さいところはやれなくて大きいところに吸収されるような形に

なるという事は事実ですね。そういう形になるわけですか。

ついでに聞いてみますが、合成しよう脳がたぐさん入ってきて、日本のセルロイド工業などが、プラスチックや不燃性フィルムの出現によって、天然しよう脳の使用は次第に狭まりつつあるというふうにご書いてありますが、セルロイドは合成しよう脳ではできないのですか、どうなんですか。

○説明員(高橋時男君) 合成しよう脳によりましてセルロイドはできるわけでございますが、天然しよう脳によつて作つたセルロイドに比べて、セルロイドの商品価値がやや劣るといふふうに感じられるのであります。

○須藤五郎君 この、しよう脳専売法を廃止する法律の参考資料、これは大蔵専門員室からもらったのですが、その中に、こういうところがあるのです。「近年生産費の大半を占めていた原木代、労賃の上昇、農村の労務事情の変化等によつて減産傾向を示しつつある」、こう述べておるのですが、これについて概況を伺いたいと思つてござい

○政府委員(谷川宏君) 最近のしよう脳生産事情でございますが、まず第一に、原木の問題があるわけございませう。しよう脳製造工場と原木の所在地とは一般に近接しておるところにあるのが多いわけございませうが、その原木につきましては、民有林からとるものと国有林からとるものとございませうが、民有林のクスノキの価格は、ほ

いまして、しよう脳の原料として原木代としては、そう値上がりをしなさいで供給するといふ建前になっておりますが、国有林のクスノキも工場の所在地によつてはなかなか自由にならないうといふ、地理的な制約もあるわけございませう。

それから次に、労務事情でございますが、しよう脳は、御承知のとおり、鹿児島県、熊本県、福岡県、高知県等が主要産地でございますが、これらの地域におきまして、いろいろ公共土木事業等が行なわれ、また工業がぼつぼつ進出して参りますので、労務者がそちらのほうに流出するといふ傾向にありませう。ほか、一般農林業全体の賃金が、所得倍増計画の影響等もございまして、上がりきみであるといふことか

○須藤五郎君 私はさつき、戦前とほとんど同じようなしよう脳生産をさせ、労働機構が戦後に持ち込まれたこととは許されなかつたわけでございます。事実、国民経済の全体の急テンポの拡大と、それに伴う諸物価の上昇、労賃の上昇、農村の就業事情の変化等に伴つて、従来の古いしよう脳生産労働機構そのものが根底から破壊される時期になつたと判断せざるを得ないわけございませう。そういうような根本的な危機が去年から集中的に現われてきたのだと思

います。だから、昨年八月収納価格を引き上げざるを得なかつたのだと、こういうふうにご私には理解しております。この危機のときこそ、労務者の利益を根本とする労務対策、それに対応

する新技術の採用、その他の資金対策など、抜本的な措置をとり得るチャンスであつたと思つてございませう。逆にとくにしよう脳専売法を廃止し、多くの困難を業界の自主責任にまかせるというふうにご方針を切りかえたのはなぜかという点。専売公社は長い間低賃金労働をできるだけ利用しながら、どうにもならない根本矛盾が出てくると責任を回避するような方針は、全く私は無責任ではないかと考えます。今後業界の自主責任で十分やれると言つていらつしやいます。社会の根本的矛盾が集中的に現われているしよう脳生産をどうして近代化してうまくやつていくかという保証があるのかどうか、この点を伺つておきたい。

○説明員(高橋時男君) 先ほど来、監理官からも申し上げておられますように、最近の経済事情の急激な変化によりまして、零細な製腦業者に、本人の割当希望申し出に応じて全体の総需要量とのにらみ合いにおいて割当をしていく。割当を申請する以上は、格別ただ形式的に割り当てているのだということが明白でない限り、作りたいという希望と設備その他があるものには割り当てざるを得ないわけですが、そういう割当ワクを割り当ててだれにもやらせるのだという法律上の建前を持つてゐる専売制度というものは、今後はかえつてしよう脳事業のために、従来は保護するといふことでございませうけれども、最近の御指摘のような経済事情、特に農村、山村における労働事情の急激な変化によりまして、かえつて保護ではなくて、それがむしろじや

まになる、こういうふうなふうに変わつてきたわけでありませうから、こう

いう専売制度をこの際はずすという、このはずす際に交付金を差し上げる、こういうことによりまして、これを契機にして、むしろ業界としてはしようの需要というものは今後なくなってしまうわけじゃないと、三、千トン程度の安定した需要があるわけでございますから、これに見合った生産というものは今後ある年数は続ける経済的なそういう必要性というものがあつたわけでございますから、それに応じたような生産態勢というものを、むしろこの際専売制度をはずしたほうが、そういう生産態勢を促進するのだ、こういうふうな考えをわけでございます。

先ほど来も申し上げましたように、そう急にこれをはずしたから大規模、大工場生産のものが続々出るといふことは考えられませんので、中規模程度のものでございまして、これは数人の人が集まり、数個の工場を合併するといふようなことによりまして、今度の交付金などを使ひまして新しいやや規模の大きい工場設備を購入、新設する、あるいは原木の輸送手段を購入する。また、やや大規模になりますれば、できたチップなんかも、年間一トンかそこらしかたかない場合には、単なる木のしやう脳分を取り除いた木片にすぎないわけでありまして、これがあつた程度まともなチップならば、製紙会社、パルプ会社等にもこれを原料として、安定した原料の給源としてこのチップを買っていくことができるというやうなことがありまして、小規模では単なる燃料にしかならなかつたチップが、ある程度に数量的にまともなチップならば、製紙、パルプ等の原料にも使えるといふことでは

ございますので、専売制度をはずすことによつて規模を少し大きくする方向へ促進する、それによつて副産物収入が出るということになりまして、私どもは専売制度をはずすことがかえつて製紙業者各人のためにはむしろいい方向にいくと、こういうふうな考えをしております。

○須藤五郎君 何かし、何でですね、専売法を廃止するというのは、企業整理、そういうにおいが非常に強いといふふうな理解しなければならぬと思ひますが、ある人がこの法案を批評して、こう私に言つたことがある。非常に卑近な例で、昔吉原に女郎屋があつたときに、抱え主は若い娘をたくさん引っぱつてきて、そして女郎屋で働かして年をとつてしまつて、もうあまつかせぎにならなくなつた。そのときに、女郎屋の亭主が、もうお前、年もとつたんだから、一時金少しあげるか、だから廃業したらどうだ。しばらくはだけしほつておいて、その企業がうまいくいかなければ、一時金でございまして、とにかく自立せよといつて突つねる。それで、その前近代的企业が、近代的企业になれるといふ見通しもなく、そして今後も十数年しか続かないといふやうなそういう哀れな不安定な企業に対して、何だか専売公社のやることは非常に僕は冷酷だと思ふ、やり方が。こういうときにこそ、これまでしほつてまたその企業に對してもっと補償をしていくこと、それがやはり大蔵省なり専売公社のやることであつて、もう先細りであまり利益もあがらないし、こんなものを抱えておつたんで、荷厄介だから、おつぱ

り出してしまえといふやうなやり方は、私は少し冷酷だと思ふ。この企業は、私は少し冷酷だと思ふ。この企業の矛盾をその人たちに背負わせてしまつて、専売公社は何しろ八千万円かなんか金を出すことで、全責任をもうのがれてしまつて、こういうふうな私には見えるんですよ。

そこで、最後に質問しますが、大蔵省と専売公社の、労働者の権利をいかに無視して責任を回避する無責任な方針かといふことは、廃止の場合の退職資金支給の方法にも私は現われておると思ふ。八千万円の従業員退職金の支給は、業者に交付することになつておりますが、先日この点につきましては同僚荒木さんが質問されたと思ひますが、この点は荒木さんが追及したわけですが、従業員に支給される確実な保障をひとつ示してもらいたいと思ひます、八千万円の。転雇業の場合は従業員の生活とか就業安定のためにいかなる措置をとらうとおられるのか、この点確実な保障を示してもらいたいと思ひます。どうですか、責任の立場にある人からお答え願ひたい。

○説明員(高橋時男君) 先般の荒木委員の前回の御質問に對しましては監理官からお答え申し上げましたように、やめる業者に雇われておられる者に退職金をとてございまして、これは監理官からお答え申し上げましたが、臨時しやう脳事業審議会におきまして、こういうことにつきましても十分御審議をいたさしまして、いい方法をもちまして、そういうやめる業者に雇われておつた労働者の方々に金が渡るように、われわれとしては努力して参りたいと思つております。

○須藤五郎君 どうも、やむやむな答弁で、僕ははつきりしないけれども、往々にして、こういう場合にはほんとうの下の従業員にこの金が行き渡らないのですよ。それで、いわゆる上のボスたちに、それたちがふところに入れてしまつて、下のこれまでも搾取をしてきた労働者にはこの金がそのままさつくり行き渡らないのが、今日までの通例です。こういう場合に、いろいろな場合があるんですが、そういうことが往々あるのですよ。だから、その保障を示してもらいたい。そういうふうな、そういう答弁では、やはりだめだと思ひます。もつとその方法なりを、はつきりさせて、必ずこの金が労働者の一人一人に行き渡るようにしなければ私はいけません。そういう方法を考へていなければ、その方法を述べてもらいたい。考へていないならば、その方法を早く立てなければ意味がないと思ひます。そういうことをやつても。

それから、まああとあとまで、これは一年間ですか。この八千万円という金を出すのは一回ぼっきりでしやう。だから、そのあとね、やはり一年のうち二百日をしやう脳製造に従事して、とにかく一年の過半数をしやう脳製造によつて生活をささえていた労働者が、これがぼつとなくなつてしまえば、やはり一つの打撃だと思ひますね。たとえ低賃金といへども、一つの打撃になるだらうと思ひます。だから、その場合にそれをどういうふうな生活を守つていく措置を考へておるか。八千万円の手切れ金みだりにぼん

と切つてしまつて、あとは知らぬぞと、こういうのか、あとあとでも何とかさういふめんどうを見ていこうという考へであるのか、どういふ措置を講じていこうとおられるのか、その点を伺つておきたい。

○政府委員(谷川宏君) お答え申し上げます。八千万円と仰せになりましたが、私ども法案を今回提案するとともに、三十七年度の予算の編成の上におきまして、しやう脳専売廃止交付金合計五億六千万円を計上いたしておるわけでございますが、その積算上しやう脳生産者の雇用労働者に対して支給する退職手当相当額が約八千万円になるわけでございます。これは最近までのしやう脳生産者が雇用しておられます雇用労働者の数及びその実態、労働賃金を調べて、ほかの、たとえば労働者の統計あるいは東京都の商工会議所の統計による木材、家具製造業の勤続年数別の退職手当の支給別額というのがございまして、現在のしやう脳の生産者の雇用状況の実態にあわせて計算をいたしますと、それが合計八千万円になるわけでございます。これは五億六千万円の交付金の積算上の内訳でございます。具体的にこれを五億六千万円を交付する方法基準等につきまして、この予算の範囲内において、業界の意向も、また学識経験者の意向も十分に聞く機会をいたしまして、大蔵大臣のもとにできます臨時しやう脳事業審議会にも諮りまして、合理的な方法で、合理的な基準で交付できるようにしたいと思ひます。

そこで、問題の賃金、問題の雇用労働者

そこで、問題の賃金、問題の雇用労働者



務者に対する退職手当の支給の方法でございませうが、何分にも零細な企業でございまして、また季節労働者が多いわけでございますので、専売廃止時における各生産者が雇用している人員、賃金等を一々克明に調べるということも、なかなか困難な状況でございますので、現在のしよう脳生産者の雇用の実態に合うように、また労働者の立場を十分考へて、実際に雇用されておられた者が専売廃止によってやめざるを得なくなるという場合におきまして、十分にほかの場合との権衡を考へまして、適当な合理的な金額が渡りますように配慮していきたくと思ひますが、先ほど来申し上げておりますように、どのくらいの業者が今後とも生産を続け、またどのくらいの業者が転廃業するかということについては、まだ正確な数字はわかつておりませんけれども、私ども生産者から聞くと、ところによりまして、非常に多くの、大部分の方々が今後とも生産を続けたいという意欲に燃えておられますので、実際にやめる方は、全体としてはそう多くないんじゃないかならうか。しかし、多くないにいたしまして、そう退職手当については十分配慮しまして、現実によめられる方々に渡すようにいろいろな方法で努力したい、かように考へております。

ますので、そういう数字になつておりますが、実際の交付の方法としては、これは臨時しよう脳事業審議会に諮つて合理的に検討していただく予定でございますが、私どもも今考へておりますところによりまして、現在のしよう脳の生産事業が非常に地域的にもばらばらであるし、零細であるし、調査は非常にむずかしい実情でございますので、その実態に一番よく合つたような交付の方法にしたい。たとえば、今内訳は五億六千万円をもちいたしまして、一キロ当たり生産の実績あるいは割当について幾らくの金額になるか、一キロ幾らということに交付するということも一つの方法であると思ひますが、そういったと、その一キロ幾らという中に当然に退職手当相当額も入つております。それを実情に合うような方法で、生産者が退職する従業員に退職手当相当額が確実に払えるような方法でやっていたらと思ひます。

今この六カ月分という積算になつておりますけれども、これは失業保険給付金とは別でございます。現実、現在木材業あるいは家具製造業の業種において勤続十年の場合に大体四カ月半退職手当を払つておられるという労働者の統計もございまして、そのほかいろいろ統計もございまして、それらを調べまして、ほかとの権衡を考へて、一応積算としてはそういう金額をはじき出したものでございまして、

午後一時三十分開会  
○委員長(棚橋小虎君) ただいまから委員会を開会いたします。まず、保険業法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑のある方は御発言願ひます。別に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて、御異議ございませんか。  
○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないものと認めます。  
これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ願ひます。別に御意見もなければ、これにて討論は終結したものと認めて、御異議ございませんか。  
○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないものと認めます。  
これより採決に入ります。地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、税関支署及び財務部出張所の設置に關し承認を求めるとの件」を議題といたします。承認の方の挙手を願ひます。  
○委員長(棚橋小虎君) 全会一致でございます。よつて、本案は全会一致をもちつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

質疑のある方は御発言願ひます。別に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて、御異議ございませんか。  
○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないものと認めます。  
これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ願ひます。別に御意見もなければ、これにて討論は終結したものと認めて、御異議ございませんか。  
○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないものと認めます。  
これより採決に入ります。地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、税関支署及び財務部出張所の設置に關し承認を求めるとの件」を議題といたします。承認の方の挙手を願ひます。  
○委員長(棚橋小虎君) 全会一致でございます。よつて、本案は全会一致をもちつて原案どおり承認すべきものと決定いたしました。

○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

質疑のある方は御発言願ひます。別に御意見もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて、御異議ございませんか。  
○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないものと認めます。  
これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ願ひます。別に御意見もなければ、これにて討論は終結したものと認めて、御異議ございませんか。  
○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないものと認めます。  
これより採決に入ります。しよう脳専売法を廃止する法律案を問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願ひます。  
○委員長(棚橋小虎君) 全会一致でございます。よつて、本案は全会一致をもちつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(棚橋小虎君) 次に、国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案を議題とし、まず補足説明を聴取することにいたします。  
○政府委員(大月高君) 国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案につきま

て、若干補足的に説明させていただき

国民貯蓄組合法は、御存じのよう

改正の内容につきましては簡単に申し

かためて若干の制度上の改正を行な

が十三種に及んでおったわけござい

また、この制度を明確にいたします

ございまして、現在郵便貯金法にも同

〇委員長(棚橋小虎君) 速記をつけ

いけないと思つて、この点をまず質問

〇政府委員(大月高君) 現在の所得階



七・五％、二十万円から三十万円が二一・九％、三十万円から五十万円が三一・八％、こういう数字でございませうので、それまで合わせますと約八〇％ぐらゐのところへ行かぬと思ひます。それから、五十万円から七十万円の所得階層が一・九％、約一・二％、こういうふうになつておられます。したがらういふ、この辺のところは大體給付所得者につきまして中の上というところかと思ひます。

○荒木正三郎君 そうすると、この五十万円に引き上げた意義というものが、大衆の貯金を保護するためというふうな意味合いというものは全然ないのじやないかということになるわけですがね。これについてどうお考えですか。

○政府委員(大月高君) これは実は、郵便貯金におきましても、三十七年度から三十万円が五十万円になりました。それから簡易生命保険の限度も、三十万から五十万円になります。国民貯蓄組合もそれに歩調を合わせたわけにございまして、従来これらのものは、簡易保険は別でございまして、貯蓄組合と郵便貯金はほぼ歩調を合わせて上げてきておりますので、郵便貯金が御存じのように庶民階級の貯蓄の優遇ということにあらまします。そういう精神は失われておらないと思ひますが、ごさいますが、具体的に申し上げますと、三十六年度の国民所得の推計は、前回非課税限度の引き上げが行なわれました三十二年度に比しまして、六三％上がつておるわけにございませう。それから、一人当たりの国民所得は五七％上がつておるわけにございませう。おむね六割見当が上がつておられます。それから、

三十六年九月の全国銀行の個人預金の残高を三十二年九月末に比べますと、九二％というように増大いたしてございませうし、これを一人当たりの金額を計算いたしてみますと四五％増大してございませう。こういうふうなことから、三十万円を五十万円に引き上げる一応の推算の根拠として得るかと思ひますが、

○荒木正三郎君 貯蓄は、今説明のうちに、だんだん伸びてきているということも、一面所得格差が増大しているけれども、一面所得格差が増大しているという問題もあつて、一般大衆の所得が非常に増加をして、そのために相当な金額が預貯金に回るといふような現状までは来ていないのじやないかということですね、私の言っているのは、それはいろいろ、さっきのこの所得階層別の貯蓄等を見ても、局長の説明のあつた、収入の五十万円ある者が大體給付所得について見ると八〇％以上上つておるといふ事実ですね。勤労大衆の大部分は給付所得者ですから、農村は別にして、そうすると、勤労者の大部分は五十万円の引き上げには無関係である、こういう結論を下しても数字的に考えれば間違ひはないのじやないかと思ひます。今あげられた数字だけでは五十万円に引き上げる論拠は薄いのじやないかと思ひますが、どうですか。

○政府委員(大月高君) そういたしますと、まあ五十万円はかりに高過ぎるということになりませう。前回の三十万円、三十二年の三十万円も高かつたのじやないかというふうなことでございませう。これは歴史的に昭和十六年以来逐次経済情勢の推移に應じて

引き上げて参つておるわけにございませう。たとへば国民貯蓄組合におきましては昭和十六年の限度が三千万であつたわけにございませう。それから十七年に七千万、十九年に一億二千万になりまして、二十二年、終戦後におきまして三千万という数字が出ておられます。かりに二十二年の三千万を今の物価に引き直してみますと三千万で、ちようど十倍、五十万円が十五倍ぐらゐの数字でございませう。当時優遇いたしておるといふ限度から申しますと、非常に狭いものになつておるのじやないか。郵便貯金も今申し上げました数字をスライドしてほぼ上げました数字をスライドしてほぼ上げたつておるわけにございませう。平均の貯蓄額は先ほど申し上げましたようなことでございませうが、これは平均の貯蓄でございませうので、それ以上持つておる人も、かりに平均するとしますと半分にはあるんじゃないだらうか、こういうことでございませう。貯蓄奨励ということからいいますれば、若干目標的な数字があつて、これを伸ばしてもいいのじやないか、こういうふうにお考えおるわけにございませう。

○荒木正三郎君 いわゆる利子所得に對して、租税の特別措置をしていくといふこと自体に、われわれとしては反對するわけにございませう。ただ、零細な貯蓄に對して非課税の措置をするといふことは、これは別途に考へていいたし思ふんですがね。そうすると、どの程度まで非課税にしたらいかという問題が起るわけですが、とにかく、過去の事情から考へて、これを利用して相當の預金者が、いわゆる合法的な脱税といひませうか、そういうことに相當

○政府委員(大月高君) おおむね十五兆円でありませう。○荒木正三郎君 その内訳ですね、国民貯蓄組合を通じて預貯金されている額というものはどのくらいありますか、大體昭和三十六年の当初で。○政府委員(大月高君) 昭和三十六年三月、これは毎年一回三月末で統計をとつておられますが、昨年の三月末の貯蓄組合のあつせんにかかると貯蓄の額は四兆六千六百五十五億九千三百一十四兆六千億ちよつとこえておるといふことになってございませう。○荒木正三郎君 そうすると、総額十五兆円のうち、今お話しした四兆六千億が国民貯蓄組合を通じて預金されておるわけにございませう。それが非課税になるわけですね。それじゃ、課税されている預貯金は幾らになりますか。○政府委員(大月高君) 残りの部分が課税されているわけにございませう。○荒木正三郎君 これは税制調査会の答申の中に引用されている統計なんです。がね、その四百三十八ページに出しておるわけなんです。その統計を見ると、昭和三十六年三月における表を見ると、課税預金といふものは非常に少なくつておられます。個人の場合約は八千五百四十一億円というふうになつておられますが、それで間違ひないですか。

○政府委員(大月高君) そのとおりでございませう。○荒木正三郎君 そうすると、いわゆる課税預金といわれる預金は全体の三二％にすぎないということですね。それから、いわゆる非課税預貯金、これが全体の五二・五％を占めておるといふことを示しているのは私に思ふのです。がね、で、この表から見ると、当然課税されるべきものが、大口預金ですね、これが国民貯蓄組合を通じて非課税措置になつておるといふことを示しておるようになつておるわけにございませう。

○政府委員(大月高君) 今のお話にございませう。貯蓄組合に加入したことによつて非課税になつておる部分は非常に大きな部分を占めておられます。課税をされておる個人預金の分量は、今お話ししたように、パーセンテージとして非常に少ないわけにございませう。これはお話しがございましたように、若干貯蓄組合の名に對して非課税の措置を受けておる。しかし、本来貯蓄組合の優遇を受けるべきでないいわゆる分割された預金とかあるいは仮装預金といふものは入つておるだらうと考へておられます。で、こういう問題がございませうので、今般限度五十万円の引き上げを實行いたしましたとともに、先ほど申し上げましたような手続を厳重にする、それから本人であることを確認する権限を組合長に与えるといふような手段を講じますと、行政的にも金融機関の店舗におきまして貯蓄組合の名簿を特に整備する。この非課税貯蓄申請書を基礎にいたしまして、名寄せをして帳簿を整備しておく。われわれが金融検査あるいは証券関係の検査その他の調査により

○政府委員(大月高君) そのとおりでございませう。○荒木正三郎君 そうすると、いわゆる課税預金といわれる預金は全体の三二％にすぎないということですね。それから、いわゆる非課税預貯金、これが全体の五二・五％を占めておるといふことを示しているのは私に思ふのです。がね、で、この表から見ると、当然課税されるべきものが、大口預金ですね、これが国民貯蓄組合を通じて非課税措置になつておるといふことを示しておるようになつておるわけにございませう。

まして、その実態が明確になり得るようになりたいというものが、今度の法律改正の趣旨の二つのうちの重要な一点であるわけでございます。

○荒木正三郎君 まあ今の私の質問は運用面だけで解決できるかどうかというところはあとで質問するとして、この統計自体が示しているように、非常に乱用されておるといふことは、一つ示しておるのですがね。それ以外に、先ほどの問題ですが、五十万円に引き上げたという根拠ですね、これはもつと私は検討さるべきだと思うので、もう少し質問したいのですが、国民貯蓄組合の中で地域とかあるいは業域、職域あるいは窓口、いろいろの方法で貯蓄されているわけですが、その中で一番多いのは窓口ということになっておるようですが、この数字は間違いないですか。

○政府委員(大月高君) そのとおりでございます。

○荒木正三郎君 そうすると、大体大衆が預金しているのはこの平均ぐらゐの金額じゃないかと私判断するのですが、どうでしょう。

○政府委員(大月高君) これは全体の現在の預貯金の平均におきまして、大体全部合わせまして約十二、三万ぐらゐでございます。そういう意味におきまして、今のお話のこの統計は一人当たりの貯蓄額として計算して七万一千円でございます。大体、全体として統計を見ておきますと数字に比べますと、正確な数字であろうと思うわけでございます。先ほどのこの平均の数字以上に貯蓄をしておる人もあるわけ

でございます。ただ、この場合は三十万円という限度がこの統計のときにはございませうから、平均としてはそう上がり得ないことにもなっておるのではないかとおもう。

○荒木正三郎君 そうすると、国民貯蓄組合で平均すると、大体七万一千円が平均の金額である、こういうことが大体はつきりしておるわけですね。こういう状況で、やはり限度を引き上げるといふことはどうも疑問が残つてしやうがないんですがね。

○政府委員(大月高君) これは逆に申しますと、三十万円という限度がございまして、その三十万円の限度の中における貯蓄者の一人当たりということになりますから、当然平均は低くなる筋だと思つて。一般の預金者としては、この貯蓄組合預金のほかに課税される預貯金を持つておるわけでございますから、必ずしもこの数字が低いことと今度の限度を引き上げるといふことは、筋として直結しないのではなからうか、こういうような感じがいたすわけでございます。

○荒木正三郎君 その次に運用の面で、従来の運用は非常にずさんであつたと思つておるんですがね。昭和三十六年三月の国民貯蓄組合に加入している人数ですね、六千七百七十七人ですが、この数字を示しておると思つておる。人口九千五百万ですか、のうち六千七百万人が加入しておるといふことは、これは何を物語っておるかという事です。

○政府委員(大月高君) 相当の乱用があると認めざるを得ないと思つておる。○荒木正三郎君 それで、今度はその乱用を防ぐために非課税貯蓄申込書を

提出さす、こういうんでしやう。それから、窓口組合については資格の調査を行なう。こういうことで乱用を防げるかどうかですね。これは従来とあまり変わらぬのぢやないですか。

○政府委員(大月高君) 税金と貯蓄という問題は非常にデリケートな問題でございまして、この制度自体が、やはり貯蓄者の物事の考え方、それから金融機関の窓口における物事の考え方、こういうものと非常に密着しておるものでございまして。本来、納税思想というものは非常に高いということになりますれば、こういうもの乱用は非常に少なくなるべきものであるわけでございますけれども、何分一般の国民の何と申しますか、納税思想というまに参りませんけれども、貯蓄をする人の気持といたしまして、特に大きな意味の脱税であるとか、税金を積極的に行はれるとかというような意味がなく、比較的気軽にこの貯蓄組合の制度を使う、その結果課税漏れになっていふというような面が過去において非常に多かつたのではないかとおもうわけでございます。

特に、この預貯金に対する税制は、戦後御存じのように非常にしばしば変わつておりました。この現在分離課税になつておられますのも三十四年四月以降の問題でございますが、その前の制度におきましては、預金利子に対する課税は全免されておつたわけでございます。そういういたしますと、この貯蓄組合の制度の一つの重要なねらいは、少額の貯蓄組合預金に對しまして非課税の措置をとらうということでございます。それで、事実上当時制度のございました貯蓄組合は機能としては眠つておつ

たような姿であつたわけでありませう。それが急激にまた税金がかかる、こういうようなことで、多分その当時窓口における分割あるいは仮装名義による預金というふうなものが急激にふえたのではなからうかというように感じるわけでございます。そういうような事情が今続いておりますというように直接の動機としては考へるわけでございます。

そういう意味で、国税庁あるいは税務当局のほうにおきまして、課税の公平という点からこれは相当重大な問題であるということ、非常な関心を示しておられますし、われわれ貯蓄を推進する立場から申しましても、決して税金をのがれるための制度としてこれを使いたいということではないわけでございます。健全な少額な貯蓄を優遇するという制度でございますので、限度を五十万円に引き上げますと同時に、あわせてやはり制度の適正化をはかる必要があるということ、あらためてこの際法律の制度を改正いたしまして、預貯金をしていただく方に對してもこの制度がはつきり変わったのだという趣旨を徹底いたしますし、金融機関のサイドにおいても自粛を求めるといふことに踏み切りたいと思つたわけでございます。そういう意味で、今度の法律改正は優遇の面と適正化の面とはつきり線画を画しまして、四月一日からきつちとした制度に変えたい。

○荒木正三郎君 一人でどれぐらゐの口数を入っているという、そういう具体的なものは調査されなかつたのですか。

○政府委員(村山達雄君) これは例外中の例外だつたと思つておる。これは査察事件に関連しまして預金を調査しましたところが、一千万円の元本を三十口に分けたものがあるやに聞いております。私は今聞きました範囲で一番口

は租税特別措置によつて一〇%分離課税になつておる。それで十分保護されているわけですね。こういう制度に私ども反対すけれども、いずれにしても、大口については一〇%の分離課税ということで保護されておる。したがつて、国民貯蓄組合は零細貯蓄を保護するという趣旨でなければならぬと思つたわけですね。それが非常に乱用されておるといふことです。今までに乱用の具体的なものを調査されたことがありませんか。

○政府委員(村山達雄君) この点、実は国税庁で昨年調査いたしました、何分人数に制限があるものから、相当地度調査いたしましたところ、かなり乱用が見受けられましたので、その調査した限りにおきましては、今回本税を追加決定いたしました。さらに、銀行方面に對しまして、こういう実績になつておるから、店内でもつてよくみずからお調べの上間違つておる点は追加納税していただきたい、こういう措置をとつたわけでございます。それによりまして本税で約二十五億以上の去年は追加納税を見たような次第でございます。ですから、相当規模にわたつておると思つておる。

○荒木正三郎君 一人でどれぐらゐの口数を入っているという、そういう具体的なものは調査されなかつたのですか。

○政府委員(村山達雄君) これは例外中の例外だつたと思つておる。これは査察事件に関連しまして預金を調査しましたところが、一千万円の元本を三十口に分けたものがあるやに聞いております。私は今聞きました範囲で一番口

は租税特別措置によつて一〇%分離課税になつておる。それで十分保護されているわけですね。こういう制度に私ども反対すけれども、いずれにしても、大口については一〇%の分離課税ということで保護されておる。したがつて、国民貯蓄組合は零細貯蓄を保護するという趣旨でなければならぬと思つたわけですね。それが非常に乱用されておるといふことです。今までに乱用の具体的なものを調査されたことがありませんか。

数が多かったのは、そのようなこと  
あります。これらは去年の源泉監査で  
得た事例でなくて、査察事案に關連し  
て預金調査をした結果発見した事例だ  
そうでございます。非常に例外的では  
ないかと思ひます。

○荒木正三郎君 それで、乱用を防ぐ  
ということが問題になるわけですが、  
この手続を複雑にするというふうなこ  
とは私は必ずしも賛成しないのです  
が、しかし、これではたして實際的な  
効果が上がるかどうかという点です  
ね。非課税貯蓄申込書を提出する、  
で、本人であるかどうかを確かめると  
いうことですね。これは受け入れる機  
関としては、銀行としては、いざれ貯  
蓄はできるだけ集めたいわけですが  
ね。そうすれば、實際的な効果はない  
のじゃないかと私は思ふのですが、も  
う一つは、結局窓口組合でも、これは  
調査するのは銀行でしょう。だから、  
銀行の立場としてこういうことを規定  
したって効果は全然——全然とは言  
えないでしょうが、ないのじゃないか思  
ひますが、どうでしょう。

○政府委員(大月高君) 実は乱用の手  
段といたしましてどういうやり方があ  
るかということになりますと、一番代  
表的なものは仮装名義を使うわけでござ  
います。今三十口というお話がござ  
いました。そういうものは例外とい  
たしまして、三口とか四口ということ  
になりますと、何野太郎、次郎、三郎、  
四郎、こういうようなことになりま  
す。それから、源義経とか頼朝とか、  
こういうようなやり方でございまし  
て、形式的には大体合法的な格好に  
なっております。本人がいろいろの名前を  
使うとかいうのが典型的な場合でござ

います。そういたしますと、金融機関  
のほうで十分にこの問題を本人として  
確認することとさえやれば、そう  
いう弊害は救える。そういういたしま  
すと、問題は金融機関のサイドで、分け  
たらどうですかというふうなことは言  
えないで、さらに積極的に、太郎、次  
郎、三郎というふうなことはおかし  
いじゃないかということが一言言える。  
しかも、それが金融機関全体として足  
並みがそろとういうことになれば、こ  
の弊害は相当程度に救えるものと思  
うわけでございます。結局、問題は、  
全体の空気がいたしまして、こういう  
乱用は当然なことだというふうな認識  
であるのか、あるいはまたこの制度は  
厳正に執行、運用すべきものであると  
いうような思想であるのかということ  
が根本でございまして、従来この制  
度のまま幾ら行政的にやかましく申し上  
げても、これはなかなか預金者に対し  
ても金融機関に対しても徹底しない。  
そういう意味で、この機会に制度を  
はっきりいたしまして、しかもその精  
神を十分に明確にいたす、行政指導も  
この機会に厳重にやる、こういうこと  
と相待ちまして、預金者、金融機関、  
あるいは政府当局がこういうふうな気  
持になって初めて乱用が防げるものだ  
と思ふわけでございまして、そういう意  
味で、今度の非課税貯蓄申込書、それ  
に基づく名簿の整理、窓口で本人を確  
認し得る権限を与える、こういうよう  
なことを併用いたしますれば、相当程  
度の改善は見るものであらうと考へて  
おるわけであります。

○荒木正三郎君 それじゃ、運用の面  
についての質問は大体終わりますが、  
先ほど銀行局長が説明された資料に、  
五十万円から六十万円の収入ですね、  
給与所得者の。これは大体四十万円程  
度の預貯金をしておる、こういうお話  
でしたね。これは給与所得者について  
のお話でしたか。

○政府委員(大月高君) これは都市の  
所得階層別でございまして、必ずしも  
給与所得者でございませぬ。先ほど  
の給与所得者としての一〇〇%の比  
率、この場合は給与所得の話でござ  
います。最初の都市と農村に分けま  
してお話を申し上げましたのは、全体の  
国民に対する企画庁の消費者動向予測  
調査から出たものでございまして。

○荒木正三郎君 総理府統計局の勤勞  
世帯所得動向調査ですね、これを見る  
と、年間所得八十万円から九十万円で  
二十七万円という数字が出ておるん  
です。それから、九十万円から百  
万円が三十七万円。だいたい今の数字と  
違ふんですがね。

○政府委員(大月高君) これは調査し  
た主体が違いますので、それから時期  
は、今お話しの方は昭和三十四年の統  
計でございまして、もちろん、二年の間  
にそう違つておるというわけではない  
と思ひますが、この今お話しの方は、  
調査世帯が三千六百世帯ということ  
でございますので、非常に限られたもの  
かと思ひます。ちよつと企画庁のほう  
の調査対象ははっきりいたしません  
が、そういうように調査の対象等もサ  
ンプル調査になっておると思ひますの  
で、必ずしも計数は合わないんじやな  
いかと思ひます。

資産が、資産のうちの金銭形態にな  
ておるものが預貯金になっておるわけ  
でございますので、毎年の所得とは必  
ずしも關係なくて、過去の資産の一部  
の表現でございますから、完全にこれ  
を並行的に見るといふわけにもいかな  
いじやなからうか。所得階層の持つて  
おります預貯金も、これは年数がたつ  
に従つて、終戦後預貯金がふつとんで  
しまった時期からだんだんふえて参つ  
ておりますから、次第に蓄積がふえ  
る、こういうふうにもまた考へる必要も  
あるかと考へるわけでありまして。

ちよつと追加いたしますと、先ほど  
のお話のほうの統計は、貯蓄組合法の  
規定によつて免税の対象とされてい  
る貯蓄の保有状況ということございま  
して、また調査の目的も違つておりま  
すから、貯蓄組合だと、先ほどお話し  
申し上げましたように、限度が三十  
万、そういうグループに入つてい  
る預貯金の統計になりますので、当然実質  
よりも低く出るといふのであらうかと  
考へます。

○委員長(棚橋小虎君) 本日はこれに  
て散会いたします。  
午後二時三十三分散会

昭和三十七年三月十四日印刷

昭和三十七年三月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局